

# パリ協定は環境十全性を保てるか

## BaU 比排出量目標を中心に

Can Paris Agreement achieve environmental integrity?

○新澤秀則\*・秋田次郎\*\*・今井晴雄\*\*\*

Niizawa Hidenori, Akita Jiro, Imai Haruo

### 1. はじめに

京都議定書は、先進国のみならず排出量目標を約束させ、目標を達成できなかったときの罰則も規定した。第1約束期間の排出量目標は、約束したすべての国が遵守したものの、アメリカは議定書を批准せず、目標達成が見込めなくなったカナダは途中で議定書から離脱した。つまり罰則規定があったものの、不参加や離脱に対しては無力であった。不参加や離脱が不利にならないばかりか、かえってただのりできるというのが、多国間環境協定の特徴である。そのような経験をふまえて新たに作られたのがパリ協定である。

2015年 COP21で合意したパリ協定のもとで、先進国だけではなく多くの国が貢献を通知した。また、パリ協定は長期の目標を明記し、それに向けた進捗管理のしくみも設けた。その後、COP24でパリ協定の運用ルールにおおかた合意した。ところがその運用ルールは、パリ協定が、約束ではなく自ら決定した貢献を基盤としたものであることを色濃く反映したものとなった。

多国間環境協定の存在意義は、それが無い場合と比べて、より環境保全を達成できることにある。本研究では、パリ協定とその運用ルールが、環境十全性を保てるかどうかについて、考察を行う。

### 2. 分析方法

パリ協定とその運用ルールそのものの意味、その合意に至るまでの論点を、COP 決定や交渉文書、各国の提案文書や各種機関の研究レポートによって把握し、また COP 等を傍聴し、交渉担当者の話を聞くなどして把握し、CDM 等に関するこれまでの研究蓄積を生かしながら分析を行っている。

### 3. 分析結果

各国が通知した貢献は、京都議定書と同じ温室効果ガスの包括的な絶対量排出量目標だけでなく、GDP あたりの排出量目標、ベースライン排出量比目標（以下 BaU 比目標と呼ぶ）

---

\* 兵庫県立大学国際商経学部 School of Economics and Management, University of Hyogo  
〒651-2197 神戸市西区学園西町 8-2-1 TEL&FAX 078-794-5981

E-mail: niizawa@em.u-hyogo.ac.jp

\*\* 東北大学大学院経済学研究科

\*\*\* 大正大学地域創生学部

などがある。貢献を通知した191カ国のうち、83カ国がBaU比目標を設定していて、国の数としては最も多い。

BaU比の目標は、追加的な努力を表すという意味ではまともな目標であるが、プロジェクト単位のCDMですら大いに苦勞したように、ベースライン排出量はなんとでも言うことができる。そのことは比較的早くから注目を集め、ルールとしてどのように対応すべきかについてさまざまな提案があったが、ベースラインに関連してルールとして決まったのは次の3つである。

① 貢献を通知するときに、貢献を明確にし、透明にし、理解を促進するために、情報を付与しなければならない。BaU比排出量目標については、ベースラインをどのように設定したのか、主要パラメーター、前提条件、定義、方法論、データ、使用したモデルに関する情報の提出を求めている。提出された情報は、貢献と共に、レジストリに記録して公表される。

② 各国の貢献の実施と達成の進捗の追跡（透明性フレームワーク）では、提出しなければならない情報として、ベースラインとそのアップデートが含まれている。透明性フレームワークでは、進捗に関する促進的な多数国間の検討の手續きがあり、そこでベースラインが取りあげられる可能性がある。

③ もっとも関連があると思われたアカウンティングのガイダンスでは、予想排出量を過大評価あるいは過小評価しないように努めるとあるのみである。つまり、ベースラインに関するアカウンティングに必要な情報を特定していない。

交渉の過程では、ベースラインをどのように設定すべきかについてのガイダンスの必要性について、異なる意見があった。

協定の長期目標の達成に向けた全体の進捗を評価するグローバル・ストックテイクは、個別の国の貢献の実施進捗は見ず、全体的な進捗のみを見る。

#### 4. 結論

BaU比目標に関しては、ベースラインの適切さ判定するプロセスがほとんどないので、貢献を達成したかどうかを多国間で確認することもできない。パリ協定では、自ら決定した貢献だけでなく、さまざまな情報を提出し公表することによって、締約国が自らを律することが期待されているのである。締約国ごとの貢献とその実施の環境十全性の検証は、条約の外にゆだねられる。

COP24では第6条の市場メカニズムに関するルールだけ合意できずに、交渉が続いている。市場メカニズムを動かすのには脆弱な枠組みのなかで、市場メカニズムについてどのようなルールに合意できるかが注目される。